

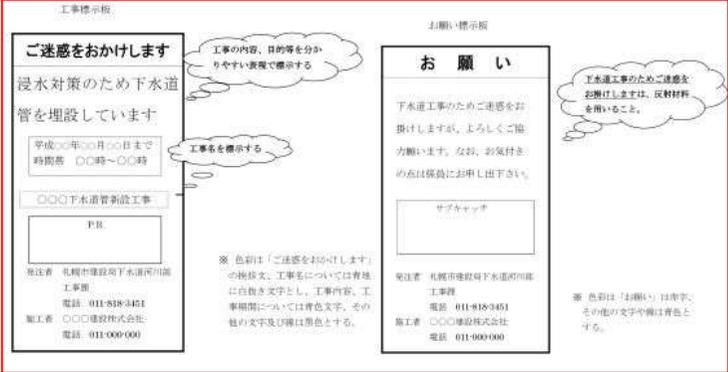
札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
第1章 総則 1-2 用語の 定義	21. 書面とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 緊急を要する場合はファクシミリ及び電子メール等により伝達することができるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-2-21)	21. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。 ただし、情報共有システム(ASP)を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票について、署名または押印がなくても有効とする。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-2-21)	訂正
1-5 履行計画書	1. 受託者は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての履行計画書を業務監督員に 一部 提出しなければならない。また、受託者は、履行計画書を遵守します工事の施工に当たらなければならない。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-5-1) (文章追加)	1. 受託者は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての履行計画書を業務監督員に提出しなければならない。また、受託者は、履行計画書を遵守します工事の施工に当たらなければならない。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-5-1) 6. 請負人は、作業に係る資格が必要となる場合、履行計画書で明記するものとする。	文言一部削除 文章追加
1-29 環境対策	1. 受託者は、工事における環境負荷の低減のため、履行計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、次の項目に配慮し周辺地域の環境保全に努めなければならない。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-35-1) (中略) 9. 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を水中等に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-35-9)	「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 環境対策」による。	訂正
1-31 諸法令の遵守	1. 受託者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりであるが、 法令改正後の最新を適用する。(資料文献—土木工事仕様書—1-1-1-38-1) (1) 地方自治法(平成28年12月改正—法律第101号) (中略) (82) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成26年6月改正—法律第69号)	1. 受託者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は「土木工事共通仕様書 1-1-1-39 諸法令の遵守」に示すとおりである。	訂正

	現行	改訂	改訂内容
1 - 32 適用すべき諸基準	1. 受託者は、特に定めのない事項については、 下記の基準類によらなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 1-1-38-1) 建設省 建設工事公衆災害防止対策要綱 (中略) (27) 日本道路協会 舗装調査試験法便覧	1. 受託者は、特に定めのない事項については、「札幌市土木工事共通仕様書 1-3-2-1 適用すべき書基準」に記載の基準類によらなければならない。	訂正
1 - 42 環境物品等の使用	(文章追加)	3. グリーン購入法に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」における公共工事の配慮事項に留意すること。	文章追加
1 - 45 工事特性・創意工夫・社会性等	受託者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、履行計画書、又は業務履行協議簿により事前に業務監督員へ提出すること。実施状況については、工事完了時まで別に定める工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書により、業務監督員に提出することが出来るものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-52)	受託者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、履行計画書、又は業務履行協議簿により事前に業務監督員へ提出すること。実施状況については、工事完了時まで別に定める工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書により、業務監督員に提出することが出来るものとする。(資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-52) なお、提出様式は任意として、共通仕様書の記載例、並びに様式 96、97 は参考扱いとする。	訂正
2 - 1 事故防止	受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (平成 28 年 7 月 15 日 内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について (道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について (国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-	受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (平成 28 年 7 月 15 日 平成 29 年 4 月 21 日)内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準 (建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について (道路局長通知 平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について (国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号) 及び道路工事保安施設設置基準 (案) (建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月) に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。(資料文献 土木工事仕様書 1-	訂正

	現行	改訂	改訂内容
	1-1-37-3)	1-1-37-3)	
第2章 工事現場 管理等安全 管理 2-4 工事現場 管理	<p>1. 受託者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月）、建設機械施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月）及び JIS A8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-1 及び管渠工事仕様書 2-2-1-1）</p> <p>10. 受託者は、工事に当たっては、工事標識等を設置するものとし、その設置基準については、札幌市下水道工事標準図の設置基準を参考にするとする。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-31-10）</p>	<p>1. 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-32 工事中の安全確保」による。</p>	訂正
2-5 交通安全 管理	<p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 28 年 7 月 15 日内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-3 及び管渠工事仕様書 2-3-1-3）</p>	<p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 29 年 4 月 21 日内閣府・国土交通省令第 2 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）及び「共通仕様書 付表 1. 道路工事に伴う道路標識の設置基準等」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-3 及び管渠工事仕様書 2-3-1-3）</p>	訂正
2-7 道路標	<p>1. 受託者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 2-3-3-1 及び管渠工事仕様</p>	<p>1. 受託者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。（資料文献 管渠工事仕様書 2-3-3-1 及び管渠工事仕様</p>	訂正

	現行	改訂	改訂内容
識などの設置	<p>書 2-3-3-1)</p> <p>① 一般交通の用に供している道路工事の場合は、札幌市下水道設計標準図「保安施設標準図(参考図)」に従うとともに、札幌市土木工事共通仕様書「Ⅲ付表(参考資料)道路工事に伴う道路標識の設置基準等」による。また工事箇所予告標示板及びセフティコーン等には、必ず社名を明記し、管理を明確にしなければならない。なお、工事完了後は、速やかに撤収しなければならない。</p> <p>② 一般交通の用に供していない道路の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、必要に応じて工事区間内に歩行者及び車両の進入を防止するためのバリケードを設置しなければならない。また交通に対する危険の程度に応じ、ランプ、標柱などを併用するものとする。</p> <p>③ 工事で使用する工事標示板、お願い標示板等については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、対象となる工事については、下記例のように工事標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPRを掲示し、お願い標示板には工事名サブキャッチを掲示するものとする。また、まず工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については業務監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。</p> <p>まず工事で設置するPR及びサブキャッチの掲示の掲示については次を参考とする。</p> <p>(参考)「共通仕様書における」サブキャッチ掲載表現例</p> <p>家庭の排水、雨水を きれいにする、「まず工事」 (たんとう) (になう)</p> <p>④ お願い標示板の、下水道工事のためご迷惑をおかけしますは、反射材料を用いるものとする。ただし、夜間において遠方から照明装置を施した場合はこの限りではない。</p>	<p>書 2-3-3-1)</p> <p>① 一般交通の用に供している道路工事の場合は、札幌市土木工事標準 設計図集「道路工事保安施設」に従うとともに、札幌市土木工事共通仕様書「Ⅲ付表(参考資料)道路工事に伴う道路標識の設置基準等」による。また工事箇所予告標示板及びセフティコーン等には、必ず社名を明記し、管理を明確にしなければならない。なお、工事完了後は、速やかに撤収しなければならない。</p> <p>② 一般交通の用に供していない道路の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、必要に応じて工事区間内に歩行者及び車両の進入を防止するためのバリケードを設置しなければならない。また交通に対する危険の程度に応じ、ランプ、標柱などを併用するものとする。</p> <p>③ 工事で使用する工事名標示板については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、工事名標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPR、サブキャッチを掲示するものとする。なお、工事名標示板の仕様は、札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。また、まず工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については業務監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。</p> <p>まず工事で設置するPR及びサブキャッチの掲示の掲示については次を参考とする。</p> <p>(参考)「共通仕様書における」サブキャッチ掲載表現例</p> <p>家庭の排水、雨水を きれいにする、「まず工事」 (たんとう) (になう)</p>	

	現行	改訂	改訂内容
			
2 - 11 不法無線局対策	1. 受託者は、電波法令を遵守し、 不法無線局を搭載した車両をしないものとする。また、外国製無線機（FRS・GMRS）を使用しないこと。（資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-37-5）	1. 受託者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録せずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線局（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。 (資料文献 土木工事仕様書 1-1-1-38-5)	訂正
第3章 材料 3 - 2 材料の見本又は資料の提出	(文章追加)	4. 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、請負人が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。	文章追加
3 - 8 コンクリート	1. 適用すべき諸基準（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-1） 下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある	1. 適用すべき諸基準（資料文献 管渠工事仕様書 3-2-4-1） 下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある	訂正

	現行	改訂	改訂内容
	<p>場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 25 年 3 月） （中略）</p> <p>⑦ 共通仕様書</p>	<p>場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成 25 年 3 月） （中略）</p> <p>⑦ その他（共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準）</p>	
<p>第 11 章 履行管理基準</p> <p>11 - 15 写真の編集等</p>	<p>3. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない</p>	<p>3. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「16 5 1 10 デジタル工事写真の黒板情報電子化について」に基づく黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。</p>	訂正
<p>11 - 19 工事写真の整理方法</p>	<p>1. 工事写真の整理方法は次によるものとする。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-8）</p> <p>（1）工種毎に「撮影箇所一覧表」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、業務監督員に提出するものとする。</p> <p>（2）写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は、「デジタル写真管理情報基準」（平成 22 年 9 月国土交通省）に基づくものとする。 （デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは、撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう。）また、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。なお、フィルムカメラを使用した場合は、管渠工事仕様書の写真管理基準に（案）による。</p>	<p>1. 工事写真の整理方法は次によるものとする。（資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-8）</p> <p>（1）工種毎に「撮影箇所一覧表」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、業務監督員に提出するものとする。</p> <p>（2）写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は、「デジタル写真管理情報基準」（平成 22 年 9 月国土交通省）に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、管渠工事仕様書「16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p>	訂正

	現行	改訂	改訂内容
11 - 20 留意事項等	<p>1. 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-7-1)</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、業務監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。</p> <p>(5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー=300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)</p> <p>(6) 写真管理項目に記載のない工種については業務監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p> <p>2. 受託者は、写真の撮影技術について、北海道土木部監修の工事写真の手引き((社)北海道土木協会平成7年5月、「工事写真の手引き」の一部改定について平成10年4月1日)を参照するものとする。ただし、これと設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規程に従うものとし、疑義がある場合は、業務監督員に確認を求めなければならない。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-7-2)</p>	<p>1. 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。(資料文献 管渠工事仕様書 16-5-1-7-1)</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、業務監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。</p> <p>(5) 写真管理項目に記載のない工種については業務監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	文章削除
11 - 22 デジタル工事写真の 小黒板 情報電 子化に ついて	(文章追加)	<p>デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督員員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象とすることができ、下記の(1)から(4)まで全てを実施することとする。</p> <p>(1) 対象機器の導入</p>	文章追加

	現行	改訂	改訂内容
デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての対応		<p>請負人は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という。）については、「11-13 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達」「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」</p> <p>（https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。また、請負人は、監督員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」</p> <p>（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>（2）デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入</p> <p>請負人は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「11-13 工事写真の撮影基準」による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>（3）小黒板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、「11-13 写真管理基準」および「デジタル写真管理情報基準※平成 28 年 3 月国土交通省」に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、「11-15 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理情報基準（国土交通省 HP）の URL</p> <p>http://www.cals-ed.go.jp/cr_i_point/</p> <p>（4）小黒板の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>請負人は、（2）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員は納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）※又</p>	

	現行	改訂	改訂内容
		<p>はチェックシステム（信憑性チェックツール）※を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p> <p>※チェックシステム（信憑性チェックツール）の URL www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p>	